

学校徴収金取扱に関するガイドライン
＜公費・私費負担区分等ガイドライン＞

令和 7 年 3 月

郡山市教育委員会

目 次

I	ガイドライン策定の趣旨	1
II	基本的な考え方	
1	学校徴収金（学校預り金）	1
2	公費と私費の負担区分の明確化	2
【別表①】	教育活動に係る経費の負担区分例	3
3	私費を経理する学校の責務	4
4	学校徴収金に係る債権・債務の確定行為	4
5	適正な事務処理	4
6	保護者負担の軽減	4
7	説明責任と情報提供	4
8	公費及び私費の負担区分整理	
(1)	保護者等への安易な負担転嫁の禁止	5
(2)	自発的寄附の承諾	5
III	P T A等学校関係団体からの支援	
1	事業等実施主体の明確化	5
2	寄附や支援	
(1)	寄附や支援の申し出とその取扱い	5
(2)	手続き等を踏まえて寄附や支援等もありうる経費	6
(3)	事業への参画	6
(4)	会費の決定及び予算書の承認 会費の決定及び予算書の承認	6
【別表②】	P T A等から支援を受け取ることが可能な経費の例	6
【参考1】	文部科学省通知 平成24年5月9日付24文科初第187号	7
【参考2】	義務教育における公費の原則	10
	郡山市財産規則に基づく寄附採納の手続きフロー図	11

I ガイドライン策定の趣旨

学校徴収金は、教育活動において必要となる経費のうちで、保護者が学校教育の充実・発展のために、受益者負担の考え方に基づいて負担している経費である。

しかし、本市の小・中・義務教育学校においては、公費・私費の負担区分が曖昧となっていることや、学校徴収金等の管理・取扱いに関するルールが統一されていないことによる様々な課題が見受けられるのが現状である。

学校徴収金の管理と取扱いは、教育活動を充実・発展させるために有益に活用されるべきであるという所期の目的を達成するために、包括的に保護者から学校長に信託されているものであり、各学校においては、学校徴収金を適正かつ効率的に執行するとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う責務がある。

以上のことから、開かれた学校づくりが一層推進されることを期待し、本ガイドラインを策定した。

II 基本的な考え方

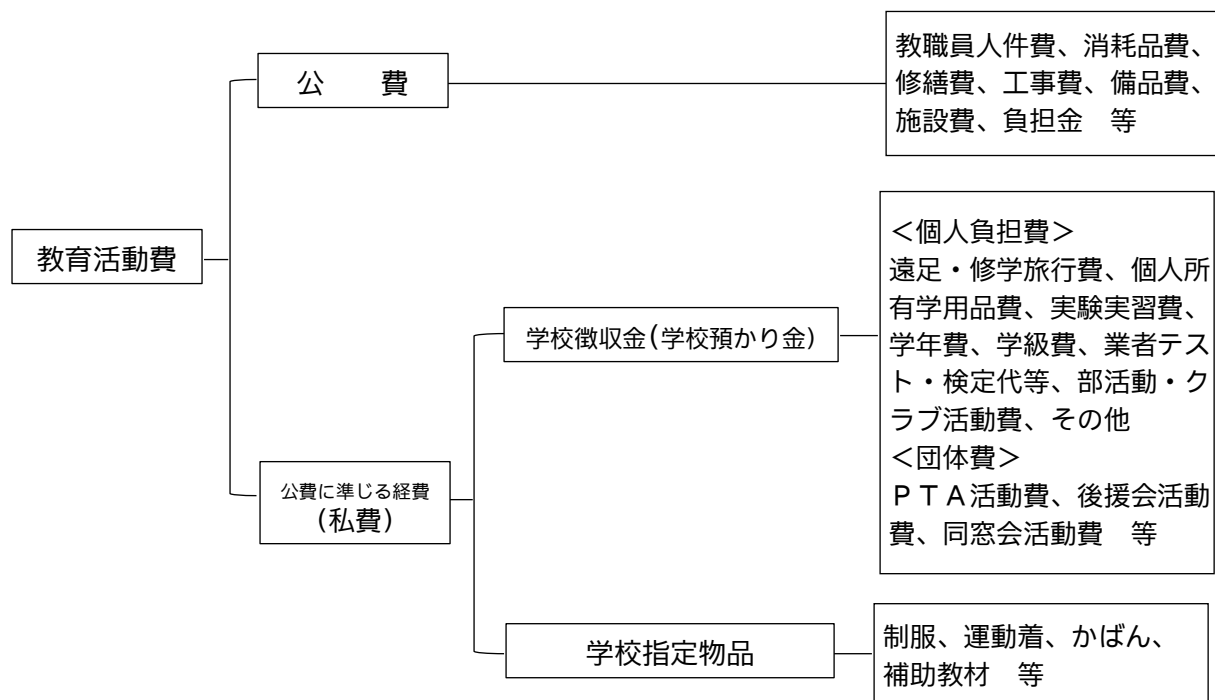
1 学校徴収金（学校預かり金）

学校における教育活動費は、施設の維持・管理や教科指導に係る経費（公費）と受益者負担の考えに基づく経費（「以下、私費という。」）とに分かれる。

私費のうち「学校徴収金（学校預かり金）」には、PTA等の関係団体のための経費（団体費）と学年・学級経営、個人の所有となる学用品等を購入するための経費、部活動の運営のための経費等、保護者が学校に納める経費（個人負担費）とに分かれる。

その徴収は校長の校務掌理権（学校教育法 37 条 4 項）の一環として各教員が校務分掌により担当するのが一般的である。

【学校諸費体系図】



2 公費と私費の負担区分の明確化

学校教育で必要とされている経費には、税金等によって賄われる「公費」と、児童生徒及び保護者が自らのために個人負担する「私費」がある。

学校の管理運営や教育に必要な経費については、原則、設置者である市が負担すべきであり（地方財政法第 27 条の 4）、安易に P T A 等の学校の運営支援等を行う関係団体に負担を求めることは適切でなく、保護者負担の軽減の観点からも、公費と私費の負担区分を明確にした上で適正な会計処理を行うことが大切である。公費・私費の負担区分は、概ね次の観点に立って区分することができる。尚、詳細については、【別表①(P3)、別表②(P6)】を参照いただきたい。

【公費・私費の負担区分】

- (1) 公費で負担しなければならない経費
教職員の人件費、教科用図書、建物の維持・修繕費用など。
- (2) 公費負担とすべき経費
消耗品費、備品購入費等の学校運営及び施設管理関係費、個人所有とならない教材費など。
- (3) 私費負担でもよい経費
児童生徒個人の所有となる学用品等（学校、家庭いずれにおいても使用できるもの・児童生徒個人が教材教具として使用するもの）や、教育活動の結果として、その教材教具そのもの、又はそこから生じる利益が児童生徒に還元されるものに係る経費、校外活動や修学旅行等の参加費等、児童・生徒会活動や部活動等の児童・生徒の活動に係る経費など。
- (4) 私費負担とすべき経費
P T A 等の団体活動や団体の管理運営費など。
- (5) P T A 等から支援を受けることが可能な経費
市が負担する経費（配当予算）で行う標準的な水準を上回る、より良い教育環境を望む P T A 等の考えに基づく学校教育の充実・発展のため、構成員である保護者全員の合意のもとに善意・自発的な要望がある場合は、P T A 等からの支援を受けることを可能とする。

ただし、地方財政法施行令に規定されている教職員の人件費や学校の建物の維持及び修繕に要する経費については、P T A 等に対して負担を転嫁してはならない。

◆ P T A から支援を受ける場合の注意

地方財政法 第4条の5（割当的寄附金等の禁止）

国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

【別表①】教育活動に係る経費の負担区分例

項目	内容	公費負担とすべき経費	私費負担も可能な経費
教科活動	設備の整備に係る経費	・授業等に必要なもの（机、椅子、黒板、教壇、教卓等） ・授業用教材等の作成に必要なもの（印刷機、コピー機、PC等）	
	授業・指導に係る経費	・授業において実習等の指導に必要なもの（教員用教科書、指導書、教員用副教材、教科教材費、実験実習費等）	・児童生徒個人の所有となるもの（副教材、教科教材費、文房具、美術・書道用具、画用紙等） ・教育活動の結果として、その教具そのもの、又は、そこから生じる直接的利益が児童生徒個人に還元されるもの（実験実習費等）
	その他	・教科等に係る消耗品代 ・教科用備品の修理代 ・学校指定物品	・児童生徒を被保険者として加入する保険料（日本スポーツ振興センター掛金、賠償責任保険料等） ・学校指定の運動着、上履き、カバン、帽子等
特別活動	・儀式的行事、運動会、体育祭、文化祭、遠足・集団宿泊等の学校行事	・儀式的行事の実施に必要なもの ・入学式、卒業式に要する消耗品、印刷代（案内状、生花、来賓等リボン等）	・修学旅行、実習、遠足、芸術鑑賞等の参加費、交通費、宿泊費 ・児童生徒個人に渡る物品の経費（卒業アルバム等） ・PTA等の要望により用意する卒業生のコサージュ等 ・学校行事等に係る個人的な経費
	・学級活動	・学級経営・指導に係る消耗品等	・学年、学級個人単位の掲示等に係る経費
	・児童会・生徒会活動		・生徒会活動に係る消耗品、印刷費等（文化祭、体育祭、運動会や委員会活動に係る経費等）
進路指導（キャリア教育）	進学・就学指導	・進路指導に係る消耗品、印刷費、通信運搬費等	・進路資料、進路の手引き等 ・キャリアパスポート ・キャリア教育に関する講師講演料等 ・キャリア体験に係る施設入館料等 ・業者テスト等、進路指導に関する経費 ・児童生徒の希望により実施する各種検定料
	その他	・進路指導の各種会議、説明会等に係る経費又は旅費	
課外活動	部活動	・部活動に係るグラウンド整地等に係る経費	・個人が部活動使用する用具類 ・各種競技団体の登録料 ・外部指導者等へ謝金
	児童生徒の自主的活動		・児童生徒の旅費
その他の教育活動等	その他	・学校の主催で企画し実施する講演会等の講師謝金等 ・学校保健安全法に定める定期健康診断に係る経費 ・一定の教育水準を維持するための環境整備に係る経費等	・PTAその他の団体の主催で企画し実施する講演会等の講師謝金等 ・情報通信サービス回線使用料金等

3 私費を経理する学校の責務

学校徴収金（学校一時預り金）は、保護者等から預かった、又は関係団体からその会計事務を負託されるお金であり、その会計事務にあたっては、公費同様に適正かつ正確に行うべきものである。

学校徴収金は、児童生徒個々に直接還元される性質のものであるとは言え、保護者に負担を求めるものであり、その徴収及び執行にあたっては、必要性の厳選はもとより、最少負担でより効果が上がるように努めなければならない。

また、団体徴収金の執行権限はその団体にあり、関係団体会員の事前合意による総意にもとづき主体的かつ計画的に行われるものであり、会計事務のみを負託された学校長は、その使途について、予算・決算において詳細に説明すべき責務がある。

4 学校徴収金に係る債権・債務の確定行為

学校徴収金は、保護者の了解のもとに預かったお金を執行するものである。保護者等に対して金銭を請求するためには、法令や契約上の根拠が必要となるが、現在の学校徴収金の形態は、学校長と保護者等の任意の依頼行為であり、条例等で規定されていない。

将来的に法律上の請求を行う必要がある場合を想定すると、契約行為を根拠とすることが妥当と考えられる。

債権者（学校長）と債務者（保護者）を明確にするためには、各種の学校徴収金を学校の指定する方法等により支払うことを承諾する旨の書面を作成する方法がある。

5 適正な事務処理

公費の会計処理は、地方自治法等に従い適正に事務処理することが義務付けられているが、学校徴収金が学校運営において必要な経費であることを考えれば、公費同様の適正な事務処理を行うことが必要である。また、保護者の信託に基づいて学校徴収金の事務を行う以上、その徴収・執行にあたっては、学校長の職務命令のもと、公務の一環として位置付け、教職員一人ひとりが自覚を持ち、厳正な服務規律を徹底する必要がある。

6 保護者負担の軽減

学校徴収金が保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもって保護者負担の軽減に努めることが重要である。

特に、児童生徒、保護者の多様な教育的ニーズへ柔軟に対応しつつ、特色ある学校づくりが求められていることから、事業や購入品目の定期的な見直しを行い、保護者に過度の負担を強いることなく進めていくことが重要である。

7 説明責任と情報提供

学校徴収金の管理と取扱いは、保護者が学校長に対し信託していると考えられるものであり、保護者の立場にたって、意見の反映や負担軽減に努めなければならない。具体的な事務処理は、校長の監督のもと教職員が行っているが、その資金の拠出者は保護者であり開かれた学校づくりを推進する上でも、学校長は、説明責任と情報提供に努めなければならない。

学校長は、学校徴収金の額を決定する場合には、保護者の意向が反映されるように努めなければならない。

また、学校徴収金の各種会計においては、経費徴収の内容（徴収額、徴収目的、主な用

途等)を明確にし、全ての収入及び支出の執行が終了したら、保護者の中から選任された監査員の会計監査を受け、決算及びその結果を学校長名で保護者、教職員、学校運営協議会等に書面等で配付する必要がある。

8 公費及び私費の負担区分整理

(1) 保護者等への安易な負担転嫁の禁止

学校の管理運営に係る経費は、学校教育法第5条の及び地方財政法第27条の4の規定に基づき、設置者負担の原則に則り、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物維持及び修繕に要する経費について、住民に対し直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならないとされている。

平成24年5月9日付24文科初第187号(P7~9【参考1】)においても、文部科学省の見解が示されていることから、保護者等への安易な負担転嫁は行わないこととする。

(2) 自発的寄附の承諾

関係団体からの各種寄附や支援については、地方財政法第4条の5において、住民等に対し直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当て強制的に集金するようなことをしてはならない旨が規定されているものの、関係団体等からの自発的な寄附までは禁止されていないことから、各学校において、関係団体の総意と主体性に基づくものであれば、貴重な支援としてその受け入れは認められる。特に、PTA等からの寄附については取扱いを厳重にする。

III PTA等学校関係団体からの支援

1 事業等実施主体の明確化

学校の独自性やその特色を図るためなどの企画にあたっては、市が実施すべきか、または、保護者等からの要望などにより関係団体が実施すべきか、実施主体を明らかにし、会計の負担区分を明確にしなければならない。

市として行うべきものは、事業の必要性や実施の可否を市教育委員会と十分協議し、その上で予算の裏付けをもって実施しなければならない。

また、保護者からの要望などにより関係団体が実施する場合であっても、その必要性が十分検討・協議されて総意が得られたものについてのみ、教育委員会への報告や協議等を行い、情報共有の上で実施しなければならない。

2 寄附や支援

(1) 寄附や支援の申し出とその取扱い

市や学校に対しての関係団体からの自発的な寄附(金銭・物件)については法的には禁止されていない。

設置者である市が実施すべき基準や年次計画に位置付けがないもの等について、関係団体の総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、「郡山市財産規則」に定められる寄附の手続きに従い、適正に処理するものとする。

申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、「郡山市財産規則に基づく寄附採納手続きフロー図」(P11)のとおり「寄附副申書」を作成し、寄附申込について担当課へ取次、受入の前に決裁を受ける必要がある。

(2) 手続き等を踏まえて寄附や支援等もありうる経費

- ① 市が定める基準以上の備品・設備等の配備等に係る経費
(建物の維持管理・修繕は対象外)

- ② 市予算における年次計画や優先順位等に対して、より早期の対応を図るための経費

(3) 事業への参画

P T A事業の企画は、規約及び活動方針に基づき事業内容が組織内で十分検討され、会員の総意により決定されることから、校長は、P T Aから提案された寄附や支援を受けるかどうかについては、学校内で十分検討する必要がある。

また、P T A等から支援を受けることが可能な経費は、市が負担する経費（配分予算）で行う標準的な水準を上回る、より良い教育環境を望むP T A等の考えに基づき、学校教育の充実・発展のため、P T A等の総意のもとに善意・自発的な要望により提供される経費とする。

(4) 会費の決定及び予算書の承認

P T A会費は、原則としてP T Aの事業計画に基づく歳入、歳出、予算を基準に、P T A組織で決定する。しかし、歳出経費の中に、学校教育活動を支援する経費、部活動の活性化に係る経費、進路指導の充実に係る経費等を含んでいる場合、学校は、保護者負担軽減の観点を踏まえた上で、会費決定に関与する必要がある。

【別表②】教育活動に係る経費のうちP T A等から支援を受け取ることが可能なもの

項目	内容	P T A等から支援を受け取ることが可能なもの
教科活動	設備の整備に係る経費	・教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの(I C T機器、多機能印刷機等)
	授業・指導に係る経費	・教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの(特別講師謝金、施設使用料等)
特別活動	・儀式的行事、運動会、体育祭、文化祭、遠足・集団宿泊等の学校行事	・儀式的行事の実施に必要な経費で、P T A等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの(体育館用シート、冷暖房機器など)
	・学級活動 ・児童会・生徒会活動	・児童生徒が自主的な活動として展示発表会等で使用するものでより良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの(パネル、デジタルカメラ、I C T機器等)
進路指導 キャリア教育	進学・就学指導	・P T A等の要望により整備する生徒用備品等
課外活動	部活動	・P T A等の要望により整備する生徒用備品等
	児童生徒の自主的活動	・教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、市が負担する経費で行う標準的な水準を上回るもの

◆部活動に関連する経費

部活動は、生徒の自主的、自発的参加により行われるものであり、教育課程との関連に留意する活動として学習指導要領に位置づけられているが、その活動内容等によってかかる経費の金額には大きな差が生じるのが実情である。

このため、部活動に必要な備品や用具等の充実、またはその維持・修繕にかかる経費は、公費執行の公平性を保つためにも、原則的に保護者に負担を求めて運営されるものとする。

【参考1】文部科学省通知 平成24年5月9日付 24文科初第187号



24文科初第187号

平成24年5月9日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長

布村 幸彦



(印影印刷)

学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び
学校における会計処理の適正化についての留意事項等につい
て（通知）

このたび、一部の教育委員会において、高等学校の生徒に対する補習等の活動について、教員が教育委員会の許可なくPTA等の学校関係団体から報酬を受けていた事案や、学校関係団体からなされた寄附等に係る支出の項目が学校教育法第5条や地方財政法の関係規定に照らして疑義を生じさせる事案等が国会において指摘されたところです。

については、下記の事項に留意して適切に対応するとともに、域内の関係市町村に対しても、この通知を周知するようお願いします。

また、各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、別添の点検・調査事項について、自らが管理する高等学校及び中等教育学校（後期課程）における状況等を点検・調査して、平成24年6月6日（水）までに、その時点での点検・調査結果を報告していただきますようお願いします。

記

1. 学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱いについての留意事項

- ① PTA等の学校関係団体が生徒の進路実現を図るために実施する補習や特

別の講座等の事業について、学校や個々の教職員が協力し、生徒の学習の充実を図ることができるが、その事業の内容や実施方法が、学校の本来の教育活動として行われるべきと考えられるもの（教育課程の一部として実施していると見なさざるを得ないもの、自校の生徒が必ず参加しなければならないような運用が行われているもの、教職員の勤務時間と連続するなどの形で行われ、勤務時間中の職務との区別が明確でないものなど）について、教職員が報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公正性を損ないかねないことから適当でないこと。

- ② ①で述べたもの以外の事業についても、兼職兼業等の対象となるものについては、地方公務員法第38条又は教育公務員特例法第17条の規定に従い、所要の手続きが適切に行われる必要があること。その際、事業の実施方法や報酬の多寡等の態様が、社会通念上妥当なものであるかどうかについて、適切に判断される必要があること。
- ③ 学校関係団体が補習等を実施する場合に学校施設を利用することも考えられるが、この場合においても、学校における教育活動等に支障のない範囲で使用許可の手続きが適切に行われることが必要であること。

2. 学校における会計処理の適正化に係る留意事項

- ① 学校の管理運営に係る経費については、当該学校の設置者である地方公共団体が負担すべきものであり、地方財政法等の関係法令に則して会計処理の適正化を図ること。

その際、同法第27条の3及び第27条の4は、学校の経費について住民に負担転嫁してはならない経費を規定しており、その趣旨の徹底を図るとともに、それらの経費以外のものについても、住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではないこと。

また、学校教育活動として公務のために旅行命令に基づき支給される旅費（他団体主催業務等に依頼されて出張する場合に、当該団体が負担するものを除く。）や事務補助員等の地方公共団体の職員の給与について保護者等に負担転嫁してはならないこと。

- ② 学校関係団体から学校に対して行われる寄附について、地方公共団体が住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収することは、地方財政法第4条の5の規定により禁止されていること。

一方、学校関係団体から学校に対して自発的な寄附（金銭・物件）を行う

ことは禁止されておらず、この場合には、その受納に当たって、当該学校の設置者である地方公共団体が定める関係規程等に従い、会計処理上の適正な手続きを経ること。

- ③ 学校における会計について、学校関係団体の会計と明確に区分して処理するとともに、保護者等に対して学校配当予算の執行・決算等の内容をホームページや「学校便り」等を通じて、できるだけ情報公開するよう努めること。

【本件通知担当】

○通知全般

初等中等教育局初等中等教育企画課（教育公務員係）

電話：０３－６７３４－２５８８

○学校における会計処理の適正化に関する取扱い

初等中等教育局財務課教育財政室（調整係）

電話：０３－６７３４－３７４７

【参考 2】義務教育における公費の原則

■ 憲法

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

＜判例＞

事件名：義務教育費負担請求 昭和 38(オ)361 最高裁大法廷判決 昭和 39 年 2 月 26 日

判決要旨：1 公立小学校の教科書代を父兄に負担させることは、憲法第 26 条第 2 項後段の規定に違反しない。

2 憲法第 26 条の義務教育を無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものではない。

■ 教育基本法

(教育の機会均等)

第 4 条第 3 項 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(義務教育)

第 5 条第 4 項 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

■ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

第 1 条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

■ 学校教育法

(学校の管理、経費の負担)

第 5 条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

■ 地方財政法

(割当的寄附金等の禁止)

第 4 条の 5 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第 27 条の 4 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わずその負担を転嫁してはならない。

■ 地方財政法施行令

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第 52 条 地方財政法第 27 条の 4 に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1 市町村の職員の給与に要する経費

2 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費

郡山市財産規則に基づく寄附採納手続きフロー図

